

平成23年第2回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成23年6月9日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 報告第6号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 日程第8 報告第7号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 日程第9 報告第8号 平成22年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第9号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 日程第11 報告第10号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について
- 日程第12 報告第11号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について
- 日程第13 報告第12号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について
- 日程第14 報告第13号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について
- 日程第15 議案第30号 本巢市固定資産評価員の選任について
- 日程第16 議案第31号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	船渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
16番	大西徳三郎	17番	遠山利美

18番 鵜飼 静雄

欠席議員（1名）

15番 上谷 政明

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	青木 一也
教育長	白木 裕治	総務部長	中島 治徳
企画部長	高田 敏幸	市民環境部長	高橋 卓郎
健康福祉部長	浅野 明	産業建設部長	坂井 嘉徳
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村 竜生	上下水道部長	杉山 尊司
教育委員会 事務局長	川村 登志幸	会計管理者	古田 浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	石川 博光	議会書記	安藤 正和
議会書記	五井 淳人	議会書記	臼田 慶生

開会の宣告

○議長（道下和茂君）

ただいまより平成23年第2回本巢市議会定例会を開会いたします。

議席番号15番 上谷政明議員から欠席届が提出され、本定例会を欠席いたしますので御報告を申し上げます。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（道下和茂君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号12番 若原敏郎君と13番 瀬川治男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（道下和茂君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月30日までの22日間とし、6月10日から19日、22日から29日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月30日までの22日間とし、6月10日から19日、22日から29日までを休会とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（道下和茂君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より御報告をいたします。

それでは、出席しました会議等につきまして報告させていただきます。

3月29日に岐阜市役所で会期を1日として開催されました第1回岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会定例会について、報告をいたします。

本定例会に提案された議案は2件でありました。

第1号議案 平成23年度岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合一般会計予算について、予算総額、歳入歳出それぞれ1億7,073万9,000円と定めるものの提案がありました。第2号議案 一般職

の職員の定数条例の一部を改正する条例制定について、現在の定数8人を9人に改めるための条例改正の提案があり、それぞれ審議の結果、原案のとおり承認されました。また、この施設につきましては、本巣市からの利用者は、現在のところ2名と聞いております。

次に、4月14日、三重県鈴鹿市で、第94回東海市議会議長会定期総会が開催され、村瀬副議長と出席しましたので、報告をいたします。

初めに永年在職議員表彰があり、215名の表彰者報告がありました。本巣市議会では、一般表彰10年以上で上谷政明議員、後藤壽太郎議員が表彰されました。

続いて議事に入り、12件の議案が提出されました。

最初に、要望に関する議案が提案されました。岐阜県下呂市から、野生鳥獣害対策の総合的な取り組みを求める要望について、愛知県津島市から、ひも付補助金の一括交付金について、静岡県伊東市から、脳脊髄液減少症の診断・治療の確立について、三重県松阪市から、高齢者医療制度改革について、それぞれ提案説明があり、原案のとおり採択されました。

続いて、東海市議会議長会の平成22年度会計の決算認定、平成23年度の会計予算等々の提案説明があり、原案のとおり承認されました。

次に、平成24年度の第95回定期総会開催市の決定についてが提案され、岐阜県の岐阜市に決まりました。

最後に、平成23年度東海市議会議長会の役員の選任についてが提案され、会長提案どおり承認されております。

次に、中濃十市議会議長会が5月27日、郡上市で開催され、村瀬副議長とともに出席をいたしました。

平成22年度中濃十市議会議長会会計決算について、平成23年度中濃十市議会議長会会計予算についての議案審議がなされ、原案のとおり承認されました。

次に、役員の選任についての議案審議が行われ、会長に瑞穂市議会議長、副会長には本巣市議会議長、幹事に郡上市議会議長が選任されました。

続いて、郡上市から、市町村国保への国庫負担の抜本的増額についての提案があり、全会一致で承認されました。取り扱いについては、会長に一任となっております。

この会の次期開催市を関市に決定いたし、閉会をいたしました。

以上、報告を終わります。

なお、総会等の資料をごらんになりたい方につきましては、議会事務局に保管をしてありますので、申し出て閲覧をしてください。

以上。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を、委員長にお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 船渡洋子君。

○議会だより編集特別委員会委員長（船渡洋子君）

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第30号につきましては5月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配布されているところであります。内容につきましては、3月に開かれました第1回定例会が主なものとなっております。表紙には、土貴野小学校の薬物乱用防止教室の様子を掲載しました。2ページからは定例会で可決された発議、議員活動日誌、議決された議案、一般質問、委員会報告の順に掲載し、最終ページには東日本大震災を踏まえた内容で、濃尾大地震関連及び支援物資の搬入の写真を掲載し、大規模災害が本巣市にも身近に迫ってきていることを呼びかける記事の掲載をしました。

なお、委員会は、平成23年3月7日、25日、31日、4月7日、15日の、計5回開催いたしました。

次回の議会だよりについては、平成23年8月1日発行予定で、今定例会の内容を主なものとし、発行をします。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（道下和茂君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

平成23年第2回もとす広域連合議会臨時会が5月31日、1日の会期で開催されましたので、報告をいたします。

今臨時会は、7月11日、任期満了となるもとす広域連合選挙管理委員会及び補充員の選挙が指名推薦の方法により行われ、委員4名、補充員4名が当選されました。

本巣市からは、委員に本巣市見延の飯尾秀和氏、補充員に本巣市根尾宇津志の高橋和夫氏、十四条の伊藤美奈子氏が推薦され、当選人となりました。

臨時会に提出された議案について、専決処分の承認を求めることについて1件、人事案件2件、補正予算案2件の議案が、広域連合長より提出されました。

提出された議案について、それぞれ説明をいたします。

専決処分の承認を求めることについては、もとす広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、専決処分をしたので、承認を求めたものです。

人事案件については、もとす広域の監査委員・公平委員の任期が、それぞれ本年7月11日で満了するため、新たに委員を選任し、議会の同意を求めるものでした。

監査委員には、瑞穂市別府の大石英博氏、公平委員には、本巣市温井の土川隆氏が同意されました。

補正予算案2件については、介護保険特別会計・老人福祉施設特別会計の予算について補正を行うもので、4月の人事異動による人件費等の組みかえによるものでした。

提出された議案については、いずれも慎重な審査の結果、原案のとおり可決されました。

以上で、もとす広域連合議会の報告を終わります。

○議長（道下和茂君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げたいと思います。

このたびの東日本大震災の発生を受け、本巣市が対応してまいりました状況につきまして、御報告を申し上げます。

まず、被災地への支援でございますが、大地震による甚大な被害の発生を受け、3月14日に災害支援対策本部を設置いたしますとともに、県と連携し、義援金、支援物資の提供、職員派遣、被災者の受け入れ、災害ボランティアの派遣など支援を行ってまいりました。

この支援の内容につきまして少し御報告を申し上げますと、義援金、支援物資につきましては、本巣市民の皆様から地震発生直後より心温まる多くの義援金、支援物資をお寄せいただきました。皆様からいただきました物資は、県を通じて被災地である宮城県にお届けいたしました。なお、支援物資につきましては、現在、全国各地から被災地に多くの支援物資が寄せられましたことから、その受け付けを一時中止させていただいているところでございます。また、義援金につきましては、市内公共施設に設置いたしました義援金箱や市役所に直接お持ちいただくなど、5月31日現在で、2,438万5,844円の善意が寄せられております。すべて日本赤十字社岐阜県支部に送金させていただきました。また、市民の皆様からの義援金に加え、市の義援金として、5月10日に1,000万円を全国市長会を通じて、被災地の東北市長会にお送りさせていただいたところであります。

また、職員派遣につきましては、これまでに岐阜県を通じての派遣要請により、4月11日から16日までの間と、6月2日から7日までの間、それぞれ避難所での公衆衛生業務に当たるため、保健師を1名ずつ、岩手県陸前高田市に派遣いたしました。また、今後も引き続き、岐阜県市長会を通じて要請のございます保健師の派遣を来年2月に2週間ずつ、計2名の派遣を予定をいたしているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、さらなる支援要請があれば、可能な限り協力してまいりたいと考えております。

また、避難者等の受け入れにつきましては、被災された方に対し、市営住宅のコーポねお及び神所住宅のうち、計5戸を無料で提供することといたしておりますが、今のところ、入居希望はございません。

市営住宅への入居はございませんが、市内の親類等のお宅に、1世帯4名の方が福島県いわき市から自主避難をされておられます。

また、災害ボランティアにつきましては、被災地復興支援のため、災害ボランティアを市社会福祉協議会が窓口となり登録をお願いいたしましたところ、現時点で、個人登録が9名、団体登録が3団体7名でございます。このうち、個人の5名と2団体の5名、合わせて10名の方が被災地でのボランティア活動に参加されたとの報告をいただいております。

また、震災から2カ月が経過し、避難所での生活を余儀なくされてる被災者に対する癒やしの支

援として、岐阜県が宮城県多賀城市内の小・中学校や避難所に、本巢市内で生産されておりますセントポーリアやミニバラなど約2,400鉢を送ることになり、本巢市の全小学生の協力をいただき、それぞれの鉢に応援メッセージを添えて、5月20日に送らせていただきました。このメッセージ付のプレゼントは、被災された方々の心を和ませていると、現地の新聞にも大きく取り上げられたところでもございます。今後も機会があれば、こうした支援も引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、震災に関連し、イベントの実施や市の防災対策につきまして御報告を申し上げます。

まず、イベントの実施につきましては、それぞれの実行委員会に判断いただくことを前提に、被災地への配慮から自粛する方向で検討を進めておりましたが、被災地からイベント実施のエールを受け、県や県内市町村において、例年どおりイベントを実施する旨の申し合わせが行われましたことから、実行委員会の賛同・協力を得た上で、被災地の一日も早い復旧・復興を願い、東北地方の物品の購入販売や義援金のお願いなどを取り込んだ復興支援イベントとして進めてまいりたいと考えております。また、イベントでお願いする義援金の用途につきましては、震災で大変多くの子供が孤児になっていることから、震災孤児の育英資金として被災地へお届けしたいと思っております。

また、市の防災対策につきましては、東日本大震災を受け、県におきまして、防災計画の見直し等の検討が進められておりますが、本巢市といたしましても、県の計画見直し等も参考に、市の防災対策を再点検し、市民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（道下和茂君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第3号から日程第6 報告第5号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第4、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）から日程第6、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例）でございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成23年3月30日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成23年3月30日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

以上、詳細につきましては、報告第3号を総務部長から、報告第4号及び第5号につきましては市民環境部長から御説明を申し上げます。

○議長（道下和茂君）

報告第3号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、本巢市税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案の概要の1ページをお開きいただきたいと思います。附則に3条を加える改正でございます。

まず、第22条、東日本大震災に係る雑損控除の特例についてでございますが、住宅や家財等に係る損失の雑損控除につきまして、平成23年度の住民税の適用を可能とする改正でございます。繰り越し可能期限は、現行では3年でございますが、これを5年とするものでございます。

次に、第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用期限の特例でございますが、住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失等しても、平成25年度分の住民税以降の残存期間の継続適用を可能とするものでございます。

次に、第24条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についてでございますが、大震災による災害により滅失、損壊した住宅、被災住宅でございますが、これの敷地の用に供されていた土地、被災住宅用地でございますが、これを、被災後、10年度分につきまして、当該土地を住宅用地とみなす改正でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

報告第4号及び報告第5号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

それでは、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

説明資料の6ページをごらんいただきたいと思います。改正内容及び適用関係ですが、少子化対策として出生育児一時金の支給額を平成21年10月1日から平成23年3月31日まで、暫定的に4万円引き上げていたものを、平成23年4月1日以降も引き続き実施し、恒久化するものでございます。

続きまして、資料の8ページをごらんいただきたいと思います。本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

改正内容ですけれども、課税限度額の見直しということで、医療給付費分、後期高齢者支援金分、それぞれ1万円の引き上げ、介護納付金分を2万円引き上げと。適用関係ですが、23年4月1日からということで、平成23年度以降の年度分の保険税に適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については従前のとおりです。

以上です。

○議長（道下和茂君）

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第3号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第4号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

国民健康保険については、国保の危機ということが言われて久しいわけでありまして、それに対する対処としてやられてきているのは国保税の値上げであったり、今回のような限度額の値上げです。でも、私は本質的にやっぱり間違っているというふうに思っています。

前にも質問をしたと思いますけれども、現在の国保危機を招いている根本的な原因は、国が当然負担すべき率を大幅に引き下げたこと、これが最大の原因になっています。それを解決するために、例えば、今回のような限度額を引き上げをする、所得の多い人が限度額をだんだん上げていくことについては、それはいいことではないかという意見もあります。けれども、国保税の仕組みとして本

当の累進課税になっていないために、こうしたやり方を繰り返すことによって、結局、中間層にしわ寄せが行くという結果にならざるを得ないというふうに思っています。そういった観点から、今回の改定については賛成できないということでございます。

以上です。

○議長（道下和茂君）

ただいま、反対の発言がございましたが、原案に賛成の発言はございませんか。

後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

今の反対の意見について賛成するものでありますが、こちらは賛成するんですが、毎年毎年、医療費、介護費、本当に自然増加をしております。よって、これもいたし方ないかなという思いでありますので賛成をいたします。

以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより報告第5号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 報告第6号から日程第8 報告第7号まで（上程・説明）

○議長（道下和茂君）

日程第7、報告第6号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）及び日程第8、報告第7号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）を一括議題といたします。市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第6号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）についてでございます。

平成23年1月18日の公用車による事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償金を10万800円として和解する専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、公有自動車損害共済により対応するものでございます。

次に、報告第7号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）についてでございます。

平成23年2月10日の公用車による事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償金を21万3,283円として和解する専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、公有自動車損害共済により対応するものでございます。

以上、いずれにつきましても、詳細につきましては総務部長から御説明を申し上げます。

○議長（道下和茂君）

報告第6号及び報告第7号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、報告第6号の公用車の事故に係る損害賠償につきまして、補足説明を申し上げます。

平成23年1月18日、午前6時25分ごろ、建設課の職員が公用車を運転し、市内の積雪状況を確認していたところ、木知原地内の道路の凍結によるスリップで、国道157号のガードレールを破損しました事故で、損害賠償額が10万800円で専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、報告第7号、同じく公用車の事故に係る損害賠償についてでございますが、平成23年2月10日、午後0時45分ごろ、生活環境課所属の日々雇用職員が、公用車を運転し、政田地内の信号のない交差点を左折しようとして、左方からの走行中の車両に衝突した事故でございまして、和解の専決処分の賠償額が21万3,283円であります。

また、両事故の賠償額は、公有自動車損害共済により対応させていただいたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

報告第6号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）及び報告第7号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）は、以上で報告を終わります。

日程第9 報告第8号（上程・説明）

○議長（道下和茂君）

日程第9、報告第8号 平成22年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第8号 平成22年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法の規定により、各予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げます。

○議長（道下和茂君）

報告第8号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、報告第8号 平成22年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書について説明をさせていただきます。

この繰越計算書は、3月の定例議会におきまして、繰越明許費の設定につきまして決定をいただいたものでございます。今回その繰越額、財源が確定いたしましたので、別紙繰越計算書のとおり報告するものでございます。

17ページをごらんください。事業の内容、繰り越し理由につきましては、3月の定例会で説明させていただいたとおりでございますので、表の見方について説明をさせていただきます。

款項につきましては、予算上の款項、その続きまして事業名がでございます。次の金額の欄が3月の定例会におきまして認めていただいた繰越額でございます。次の翌年度繰越額、これにつきましては、23年度へ繰り越した確定額でございます。また、事業の進捗によりまして、繰越額が減額になっている事業が3事業ございます。その右の欄は、その財源内訳でございます。繰越額の総額につきましては14事業で4億2,775万4,000円でございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

報告第8号 平成22年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書については、以上で報告を終わります。

日程第10 報告第9号から日程第14 報告第13号まで（上程・説明）

○議長（道下和茂君）

日程第10、報告第9号 本巣市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてから日程第14、報告第13号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず報告第9号 本巣市土地開発公社の経営状況を説明する書類について、次に報告第10号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、報告第11号 財団法人NEO桜交流ラ

ンドの経営状況を説明する書類について、報告第12号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、報告第13号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について、以上の報告5件につきましては、いずれも地方自治法の規定によるものでございますので、一括して報告させていただきます。

報告5件は、各事業者の経営状況を説明する書類として、平成22年度事業報告及び決算並びに平成23年度事業計画及び予算について報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、報告第9号を企画部長から、報告第10号から報告第13号までを産業建設部長から御説明を申し上げます。

○議長（道下和茂君）

報告第9号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、報告第9号 本巢市土地開発公社の経営状況の説明をさせていただきます。

議案書の19ページが鏡でございますが、その次からが説明書類がついております。

まず、平成22年度の土地開発公社決算書の1ページをお開きください。事業報告書でございます。

(1)の総括事項、1)の分譲関係では、昨年12月に、岐阜市加納富士町の株式会社秋田屋本店と、屋井工業団地第5区画の工場用地買取売買取約を締結をいたしました。2)の分譲促進関係では、屋井工業団地PR用のDVDなどを作成をいたしました。3)のその他では、屋井工業団地の除草及び植栽の消毒等を実施をいたしました。

以下、(2)が理事会議決事項、(3)が役員名簿、(4)が行政官庁許認可に関する事項についての記載となっております。

3ページをお開きください。主な業務の実績となっております。(1)の公有地取得事業はモレラ北の土地に関するもので、事業費は694万7,493円となっております。支出の主なものは、借入金に対します支払利息となっております。

次の(2)土地造成事業は屋井工業団地の管理に関するもので、事業費は2,306万4,488円でございます。支出の主なものは、金融機関への支払利息となっております。

次の(3)造成土地分譲事業は、屋井工業団地の分譲に関するもので、実績の欄の面積1万5,344平米、事業費3億5,114万6,777円は、株式会社秋田屋本店に売却をいたしました第5区画の面積と売却額でございます。

最後の(4)の付帯等事業につきましては、公有地のモレラ岐阜への賃貸事業となっております。

次に4ページをごらんください。(1)は長期借入金の概要で、借入金返還額の3億5,298万8,100円につきましては、秋田屋本店からの土地代金とモレラからの賃貸料の一部を加えて繰り上げ償還したものでございます。

(2)は保有土地の明細で、上段が屋井工業団地、下段がモレラ岐阜北側の土地の明細が記載されております。

5ページをお開きください。平成22年度の決算報告でございます。(1)収益的収入及び支出の決算でございます。収益的収入の決算額は3億7,949万3,835円、収益的支出の決算額は3億5,400万7,078円となりました。収入の主なものは、秋田屋本店からの土地代金、公有地の賃貸料、支出の主なものは秋田屋本店へ売却した土地の事業原価、屋井工業団地の支払利息や広告宣伝費となっております。

6ページをごらんください。(2)の資本的収入及び支出の決算でございます。資本的収入の決算は0円でございます。資本的支出の決算額は3億5,993万5,593円となりました。支出の主なものは、秋田屋本店への土地売却により繰り上げ償還額となっております。

7ページをお開きください。7ページは損益計算書となっております、第5区画の売却費とモレラからの賃貸料の事業収益等から、第5区画の造成事業原価、工業団地の除草等の管理費、DVD等の作成に伴う販売費及び支払利息を差し引いた額が、一番下に記載しました当期純利益2,548万6,757円となっております。

続いて8ページをごらんください。貸借対照表となっております。

まず、左側の資産の分につきましては、流動資産として現金預金がございます。明細につきましては17ページに記載してございますので、また見ていただきたいと思いますが、流動資産としては、現金預金とモレラ北の公有用地、屋井工業団地が主なものでございます。資産合計は30億9,242万8,493円でございます。

次に、右側の負債の分につきましては、長期借入金が主なもので、28億9,134万4,710円でございます。

次に、資本の部は、基本金と前期繰越準備金と、7ページの先ほど説明しました当期純利益を合計いたしました2億108万3,779円で、負債及び資本の合計は30億9,242万8,493円となっております。

9ページからにつきましては、キャッシュフロー計算書、財産目録、以下、付属資料と続いておりまして、17ページの次が監査意見書となっております。

監査意見書の次からは、平成23年度の公社の事業計画及び予算となっております。事業計画、予算ともに、工業団地の第3、第4区画の2区画を分譲できる見込みで作成しております。

それでは1ページをお開き願います。まず、事業計画でございます。1の公有地取得事業は、モレラ北の公有地に係る事業費、2の造成土地の管理は屋井工業団地に係る事業費で、ともに借入金の支払利息が主なものとなっております。3の造成土地の分譲は、工業団地が2区画売れた場合の売却額、4の附帯等事業は公有地の賃貸収入を計上しております。

2ページをごらんください。平成23年度の公社の予算になっており、収益的収入は7億2,089万9,000円、収益的支出は6億7,406万1,000円を計上しております。

3ページをお開きください。資本的収入は14億9,511万4,000円で、屋井工業団地分の償還期限の到来による借りかえの借入金、資本的支出は21億9,271万7,000円で、主に屋井工業団地の償還期限の到来により繰り上げ元金の償還額となっております。

4ページ以降には、実施計画、資本計画等が添付してございますので、参照をしていただきたい

と思います。

いずれにいたしましても、屋井工業団地につきましては、経済状況が厳しい中ではございますが、今後も、市企業誘致推進室、県企業誘致課などと連携を図りながら、早期分譲に努めていく方針でございますので、よろしく願いをいたします。

以上で、本巢市土地開発公社の経営状況の説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

報告第9号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類については、以上で報告を終わります。

ここで、暫時休憩をします。11時より再開をいたします。

午前10時41分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（道下和茂君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（道下和茂君）

報告第10号から報告第13号までの補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 坂井嘉徳君。

○産業建設部長（坂井嘉徳君）

それでは、報告第10号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類についてから、報告第13号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の20ページからとなっておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

まず、報告第10号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類についての補足説明をさせていただきます。

まず、事業報告でございますが、1ページからお願いをしたいと思います。法人の概況としまして、設立年月日、寄附行為に定める目的、寄附行為に定める事業内容、所管官庁に関する事項、役員等に関する事項が記載をされております。

2ページには職員に関する事項が記載してございます。

2ページ後段から9ページまでの事業の状況が掲載されており、事業の実施状況といたしまして、野菜栽培講習会を4回実施をいたしております。

4ページ、5ページをお願いをしたいと思います。イベントの開催状況は秋の感謝祭を開催し、推定1万人程度の来場があった。また、うすずみ街道感謝イベント、イベントそば打ち体験、イベント織部展示感謝祭が開催をされております。また、今年3月19日から21日にかけて、織部の里もとすオープン10周年祭り等が行われております。

続きまして、5ページの中段でございます。ぎふクリーン農業普及啓発事業受託事業について掲載されており、岐阜県の委託を受けて、ぎふクリーン農産物の広域宣伝活動を展開いたしました。

6ページから9ページにかけては、理事会評議委員会の開催状況が掲載されております。

9ページをお願いいたします。収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移でございますが、22年度の枠内をお願いをしたいと思います。前期繰越収支差金946万4,000円に当期収支差額マイナス147万7,000円を加えまして、次期繰越収支差額は798万6,000円となっております。資産合計につきましては1億6,120万1,000円となっております。負債合計といたしまして、2,988万1,000円を差し引きまして、正味財産につきましては1億3,132万1,000円でございます。

下段では、部門別の売上と利用者数が掲載いたしております。10ページから27ページにつきましては決算報告でございまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録、収支計算書、収支計算書に対する注記、監査報告書となっております。

28ページ以降につきましては、平成23年度の事業計画並びに収支予算書でございまして、予算総額は1億3,770万円とし、地域の産業振興を図りながら都市と農村との交流促進をいたしまして、魅力あるまちづくり、地域の活性化に貢献する方針となっております。

以上が、財団法人の織部の里もとすの補足説明とさせていただきます。

引き続きまして21ページ以降でございますが、報告第11号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類についての補足説明をさせていただきます。

まず事業報告ですが、1ページから4ページにつきましては、うすずみ温泉を取り巻く状況、それに対する主な取り組みが記載をされております。経営状況は、依然、低調傾向に推移する中、3月11日に発生した東日本大震災に伴う全国的な自粛ムードの広がりにより、経済活動にも大きな影響をもたらし、当温泉においても色濃く影響を受けております。経営状況はさらに激しさを増しております。このため、お客様のニーズを的確に対応した内容が求められる中、月例運営会議を開催し、収支状況の把握、分析及び施設運営の改善、経費節減などについて検討を行い、より一層の快適性やサービスの向上、類似施設との差別化等に取り組んでおります。経営実績は前年を下回りましたが、下半期においては、販売促進成果が徐々に見られるようになり、温泉・ホテル館とも、前年同期を上回っております。

7ページの中段の収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移でございますが、22年度の枠内をお願いをしたいと思います。前期繰越収支差額マイナス735万5,000円に当期収支差額マイナス383万2,000円を加えまして、次期繰越収支差額はマイナス1,118万8,000円となっております。資産合計につきましては6,112万7,000円となっており、負債合計は3,407万4,000円を差し引きまして、正味財産につきましては2,705万3,000円となっております。

7ページ後段から8ページは役職員及び職員の異動を、9ページはイベントの開催状況を掲載いたしております。

10ページから16ページにつきましては決算報告でありまして、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書となっております。

17ページから26ページにつきましては、平成22年度の事業計画並びに収支予算書でございます。21年度に実施いたしました地域振興アドバイザー派遣事業により、専門家からの指導内容を着実に実行するとともに、毎月の営業分析、会議、近隣の類似施設の状況を把握したホームページの更新、宿泊企画プランによる魅力的な料金体系の構築など、お客様目線に立った施設運営に努めるとともに、食事においては、今まで以上に地産地消の取り組みを強化し、安全で新鮮な地域の食材を活用した料理の開発と提供など、四季を通じて味覚のおもてなしを実施いたしていきます。また、より多くのお客様に当地域を堪能していただくため、プロジェクトチームやふるさと雇用再生特別交付金事業の企画開発プランナーによる自然・歴史・文化財産等の地域資源を活用した企画イベントを開催することにより、他の温泉施設との差別化を図りつつ、うすずみ温泉の利用客の増加並びに収益の改善を目指し、収入支出それぞれ2億632万4,000円の予算とし、観光の振興と市民の生活・文化及び地域経済の向上発展に寄与する目的となっております。

以上、財団法人NEO桜交流ランドの補足説明とさせていただきます。

22ページからは、報告第12号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類についての説明でございます。

まず事業報告でございますが、1ページをお願いをしたいと思います。22年度の年間延べ利用者数は1万4,643人、前年対比でマイナスの965人と、当期収入合計につきましては4,790万5,124円ということで、これにつきましても、前年対比マイナスの362万3,452円となっております。当期収支差額につきましては7万6,536円の赤字ということで、開設以来、初めての赤字決算ということになりました。要因といたしまして、ゴールデンウィークやシルバーウィークの曜日配列が例年よりよくなかったことや、夏の記録的な猛暑により野外への出控えに伴う影響から、最盛期の客足が伸びなかったことが考えられます。

2ページから5ページまででございますが、年間のイベント広報、支援事業、講習会参加等の活動内容となっております。

6ページから7ページにつきましては、理事会、評議員会の開催状況及び役員等に関する事項が掲載されております。

8ページをごらんをいただきたいと思います。収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移でございますが、22年度の枠内をごらんいただきたいと思います。前期繰越収支差額2,208万1,242円に当期収支差額マイナス7万6,536円を加えまして、次期繰越収支差額は2,200万4,706円となっております。資産合計につきましては7,618万875円となりまして、負債合計につきましては124万1,922円を差し引きまして、正味財産は7,493万8,953円となっております。

9ページは事業収入及び利用者の状況を掲載しております。

10ページから17ページにつきましては決算報告であります。先ほど8ページで説明させていただきました詳細については、貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書、財産目録、計算書類の注記、監査報告書となっております。

18ページから22ページにつきましては、平成23年度の事業計画並びに収支予算について記載をし

ております。事業計画におきましては、激しい経済状況や先行きの見えない景気低迷に伴い、前年度終始が予想以上に落ち込み、単年度終始が赤字となっております。このため、年間体験のイベントを見直し、週末や季節に合わせた新規プランを開発するとともに、季節利用料金制やインターネット割引を導入して、利用料金の見直しを検討することにより集客の向上に努めます。また、魅力ある施設の拡充に向けての検討を進めるとともに、学校を初め各団体への野外活動施設としてのPRや誘致など、利用促進を図ります。さらに、新公益法人制度への対応等を重点目標に定め、収入支出それぞれ5,060万円の予算とし、年間イベントを企画・実行することを初め、広報活動の充実等を行い、魅力ある施設運営に資する方針となっております。

以上が、財団法人NEOふるさと財団の補足説明となっております。

それから、最後になりますが、23ページになります。報告第13号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類についての、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告でございますが、1ページをお願いしたいと思います。営業の経過及び成果でございますが、消費者の買い控え、外部環境の変化、気象状況、3月11日に発生しました東日本大震災により激しい経営状況において、新しい価値を創造し、最高の特産品とサービスによりお客様に喜びと感動を与え続けていきますというビジョンのもと、大豆を石びきでひく豆乳づくりに取り組み、新商品として開発をいたしました。当期の業績につきましては、売上高5,921万7,000円で、当期純利益はマイナス188万4,000円、その結果、当期末の利益剰余金は409万8,000円となっております。

3ページから4ページは会社の概要、取締役・監査役名、売上分析が掲載されております。

5ページにつきましては取締役会、株主総会の開催状況となっております。

6ページから12ページは決算報告でありまして、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査報告書となっております。

6ページの貸借対照表をごらんをいただきたいと思いますが、資産合計は1,968万3,508円で、負債合計につきましては558万5,847円、純資産合計といたしまして1,409万7,661円ございました。

13ページ以降は、平成23年度の事業計画並びに収支予算書につきまして記載をさせてもらっております。13ページの事業指針及び経営指針では、特産品づくりを通じて、農林産業の振興、商業及び観光産業の活性化、活力あるまちづくりを推進し、お客様重点主義で顧客満足度100%を目標に掲げております。

16ページでは、今後の対策といたしまして、特産品の研究・開発・商品化、労務管理による人材育成及び生産性の向上、新規顧客の開拓や新規商品の導入等の販売戦略、さらなるコストの削減に取り組む方針となっております。

19ページになりますが、収支予算につきましては6,300万円となっております。

以上、4団体の補足説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（道下和茂君）

報告第10号 財団法人織部の里もとの経営状況を説明する書類について、報告第11号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、報告第12号 財団法人NEOふるさと

財団の経営状況を説明する書類について、報告第13号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類については、以上で報告を終わります。

日程第15 議案第30号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第15 議案第30号 本巣市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第30号 本巣市固定資産評価員の選任についてでございます。

固定資産評価員でありました高木巧氏の後任に、岐阜市日野南1丁目14番16号の青木一也氏を固定資産評価員として選任することについて、地方税法第404条第2の規定に基づき、議会の同意を求めるところでございます。

○議長（道下和茂君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第30号 本巣市固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第16 議案第31号（上程・説明）

○議長（道下和茂君）

日程第16 議案第31号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第31号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,831万6,000円を増額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、地域生活支援事業費補助金、地域支えあい体制づくり事業費補助金、ぎふグリーン農産物販売促進事業補助金、安藤文庫寄付金、財政調整基金繰入金及び消防団員退職報償金の増額が主なものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、法人市民税の更正申告による還付金、中山間の集落協定を締結している活動組織を対象として、長寿命化のための補修・更新を行う取り組みを支援するための農地・水保全管理支払交付金、市内工事業者を利用して住宅関連工事を行う市民に対し、費用の一部を助成するための住宅リフォームに伴う助成金、消防団員の退職報償金及び真正スポーツセンター室外機の復旧工事の増額、また、人事異動に伴う人件費の組みかえ等が主な内容でございます。

詳細につきましては、後ほど、副市長から御説明を申し上げます。

以上でそれぞれの提案説明をさせていただきましたが、よろしく御審議いただきまして、御議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

議案第31号については、本日、本会議散会后、全員協議会を開催し、副市長に補足説明を求め、その後に質疑を行います。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

日程第17 議員派遣について

○議長（道下和茂君）

日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、本巢市議会会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣するこ

とに決定しました。

散会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

6月20日月曜日午前9時から本会議を開きますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時24分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

